

横浜市年度限定保育事業実施及び助成金交付要綱

制 定 平成 26 年 1 月 6 日 こ保対 第 369 号 (局長決裁)
最近改正 令和 4 年 3 月 3 日 こ保対 第 897 号 (副市長決裁)

(目的)

- 第 1 条 本要綱は、待機児童解消の継続を目的に、保育所等を利用できず保留となった児童を対象に認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する横浜市年度限定保育事業（以下「事業」という。）の実施及び事業に要する費用に対し、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この要綱による助成金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条及び社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。（以下「補助金規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保育所等

子ども・子育て支援法第 27 条の施設型給付費の支給に係る施設（認可保育所、認定こども園）及び同第 29 条の地域型保育給付費の支給に係る事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）をいう。

(2) 基本保育時間

保育標準時間（11 時間）までの保育

(3) 延長保育

基本保育時間を超えて実施する保育

(4) 延長保育実施保育所

延長保育を実施している保育所

(5) 延長保育対象児童

本事業を実施する保育所の施設長（以下「保育所長」という。）が、基本保育時間を超えた保育が必要と認めた児童をいい、次の区分に分類する。

ア 基本保育時間の開始時刻より前までの保育を必要とする児童

イ 午後 6 時 30 分を超え午後 7 時までの保育を必要とする児童

ウ 午後 6 時 30 分を超え午後 7 時 30 分までの保育を必要とする児童

エ 午後 7 時 30 分より後までの保育を必要とする児童

(6) 対象児童の年齢

1 歳児は当該年度の初日の前日における満年齢が 1 歳、2 歳児は当該年度の初日の前日における満年齢が 2 歳の児童とする。

(7) 障害児保育教育対象児童

次のアからエまでのいずれかに該当する児童

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年 12 月法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている児童

イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けている児童

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年 5 月法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童

エ ア、イ又はウのいずれかと同等程度の障害を有すると、児童相談所、横浜市障害者更生相談所、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市地域療育センター、小児療育センター、神奈川県立こども医療センター、横浜市立病院及び地域中核病院等の機関（以下「判定機関等」という。）の診断等（以下「診断等」という。）により、市長が特に認めた児童

(8) 特別支援保育教育対象児童

診断等を受けていないが、次のア又はイのいずれかに該当する児童

ア 次の各号のすべてに該当する児童。

(ア) 横浜市地域療育センター又は横浜市総合リハビリテーションセンター等の療育機関を利用している児童又は利用する予定がある児童

(イ) 前号に定める障害児保育教育対象児童に該当しない児童

(ウ) 集団保育において特別な配慮の必要があると区福祉保健センター長が認めた児童

イ ア以外の児童で、区福祉保健センターでの心理相談を利用する等の専門職による関わりがあり、集団において保育士加配が必要と区福祉保健センター長が必要性を特に認めた児童

(9) 多子減免対象児童

次のア又はイのいずれかに該当する児童

ア 第2子減免対象児童

負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。）、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設（横浜保育室として市長が認定しているものに限る）に在籍する児童及び本事業を利用する児童（以下「負担額算定基準子ども等」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の負担額算定基準子ども等のうち2番目の年長者（以下「第2子」という。）であって本事業を利用する児童

イ 第3子減免対象児童

負担額算定基準子ども等が同一世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子ども等のうち最年長者及び2番目の年長者であるものを除く児童（以下「第3子」という。）であって本事業を利用する児童

（事業内容）

第3条 保育所等の利用申請をした1・2歳児のうち、利用調整の結果、保留となった児童（以下「児童」という。）を当該年度限定で保育する事業（児童福祉法第6条の一時預かり事業）。

2 事業の実施日及び時間は、実施保育所の開所日時と同一とする。

（事業実施及び助成対象事業者等の範囲）

第4条 この要綱における事業実施及び助成対象事業者等は、横浜市内において、次に各号に掲げる要件を全て満たす認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業（以下「実施保育所」という。）を経営する者（以下「事業実施者」という。）とする。

(1) 横浜市に所在する認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業であること

(2) 4・5歳児室等（小規模保育事業にあたっては2歳児室等）の空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる体制が確保されていること。又は、1・2歳児の保育室の面積に余裕があり児童を安全に受け入れられる体制が確保されていること。

- (3) 保育室は、前号のスペースをもって充てるが、遊戯室・屋外遊戯場等は、児童福祉法第34条の16及び第45条の規定による児童福祉施設等の設備及び運営についての最低基準の適合を遵守し、本事業の児童以外の児童（以下「保育実施児童」という。）と共同で使用して差し支えないものとする。
 - (4) 職員配置は、本事業の児童、保育実施児童及びその他の保育所利用児童の日々の総数から算定される、横浜市保育士配置基準を満たし、入所児童の処遇に支障がないよう留意すること。
 - (5) 延長保育対象児童を保育する際の職員配置は、横浜市延長保育事業実施要綱（平成27年4月1日制定）第7条の規定によるものとする。
 - (6) 児童の健康診断は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成23年厚生省令第127号）第12条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第17条に基づいて実施すること。
 - (7) 前号以外の児童については、申請時に児童の健康状態等を十分に聴取する等、児童の保育に支障が出ないよう十分留意すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、事業実施者としなない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

（事業の開始）

第5条 事業実施者が事業を開始しようとするときは、事業開始の2週間前までに、横浜市年度限定保育事業実施届 兼 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第1号様式）により、区長に届け出なければならない。ただし、事業を4月1日から開始する場合は、市長が指定した期日までに届け出なければならない。

（事業実施内容の変更）

第6条 事業実施者は、事業の実施内容を変更する場合は、実施内容を変更しようとする月の前月10日までに、横浜市年度限定保育事業実施内容変更届 兼 特定子ども・子育て支援施設等確認申請内容変更届（第2号様式）により、区長に届け出なければならない。ただし、現に受け入れている利用者の不都合となる内容への変更はできないものとする。

（こども青少年局長への通知）

第7条 区長は、第5条から第6条に規定する届け出を受理したときは、横浜市年度限定保育事業各種届出連絡書（第3号様式）に当該届出書類を添えて、速やかにこども青少年局長に連絡することとする。

（利用対象児童）

第8条 本事業の利用対象児童は、横浜市在住の児童とし、事業の利用後も児童の保護者（以下「保護者」という。）のいずれもが、横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（平成26年10月14日こ企第583号。）の別表1「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当していることとする。ただし、保護者が、横浜市内の保育所等や横浜保育室で保育業務に従事するに際して、家庭における保育が困難である場合は横浜市外在住の児童も対象とする。

(利用申請等)

第9条 事業の利用を希望する保護者は、各利用年度において、横浜市年度限定保育事業利用申請書（第16号様式）に、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱（平成26年10月10日こ企第580号。以下「給付認定要綱」という。）第2条第2項に基づき発行された、当該利用年度の給付認定決定通知書（以下「給付認定決定通知書」という。）の写し（裏表両面）及び同要綱第4条第4項に基づき発行された、当該利用年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書（市外の保育所等のみの申請の場合は、当該自治体が発行する保留通知書）の写しを添えて、利用日時等を事業実施者の定める方法により、事前に事業実施者に申請するものとする。なお、市外在住者については、当該自治体が発行する給付認定決定通知書、保留通知書のほか、利用者負担額決定のため、追加で利用者負担額計算書（第18号様式）及び市民税・県民税課税（非課税）証明書の写し等を提出するものとする。

2 第2条第7号、第8号に規定する児童である場合や、配慮が必要な事柄がある場合には、必ずその旨を知らせ、身体障害者手帳及び療育手帳等の交付を受けている児童については、その写しを提出すること。

3 第2条第9号に規定する児童の多子減免を申請する場合は、横浜市年度限定保育事業多子減免届出書（第17号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し事業実施者に提出すること。

(1) 多子減免対象児童より年齢の高い負担額算定基準子ども等が認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認定こども園、幼稚園の給付対象施設・事業を利用している場合は、当該施設・事業の利用料通知書の写し又は施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類

(2) 多子減免対象児童より年齢の高い負担額算定基準子ども等が前号以外の施設を利用している場合は、当該施設・事業を利用していることを当該施設長が証明した書類

4 事業の利用期間は、事業の利用開始日から当該利用開始日の属する年度の末日までとする。

5 事業の利用期間内であっても、給付認定決定通知書に記載されている認定有効期間を超えての利用はできない。

6 保護者が育児休業を終了し、仕事に復帰するために事業を利用する場合には、復職後、2週間以内に、復職したことを証する書類を事業実施者に提出すること。

7 本事業の負担区分については、当該年度利用開始時に発行された給付認定決定通知書により決定した負担区分とし、原則、当該年度中は変更しないものとする。

ただし、本事業利用開始時に給付認定決定通知書の負担区分が既に適用期間外であった場合、保護者は追加で利用者負担額計算書（第18号様式）及び市民税・県民税課税（非課税）証明書の写し等を提出し、その内容に基づき負担区分を決定する。

8 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる内容については負担区分を変更する。

(1) 市民税額の年度更新に伴う幼児教育・保育の無償化に係る負担区分の変更については、保護者から提出される施設等利用給付認定書や市民税・県民税非課税（課税）証明書の写し等に基づき、当該年度9月に変更する。

(2) 世帯の負担能力に著しく変動が生じる変化があり、家庭の状況等を明らかにするための客観的な判断資料が提出された場合は、申請のあった翌月から負担区分について変更する。

(利用の辞退等)

第10条 保護者は、事業の利用を辞退するときには、事前に事業実施者に申請するものとする。

(利用の可否の決定)

第11条 事業実施者は、利用申請を受理したときは、この要綱及び利用希望日の受入れ状況等に基づき審査し、次に掲げるとおり利用の可否を決定する。また、必要に応じて、利用要件に該当することを証する書面を保護者に求めることができる。

(1) 承認

本要綱に定める児童の要件に該当し、かつ利用希望日の受入れが可能な場合、利用を承認する。

(2) 保留

本要綱に定める児童の要件に該当する場合であっても、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用できない場合は、利用を保留する。

(3) 不承認

本要綱に定める児童の要件に該当しないと認められるとき、利用希望日の受入れ状況等の理由により利用できないとき等は、利用を不承認とする。

(利用の可否の通知)

第12条 前条の決定を行ったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

2 保留の決定を行った場合で、その後の申し込み状況等の変化により利用可能となったときは、事業実施者は、保護者にその旨を通知するものとする。

(保護者の費用負担)

第13条 事業実施者は、事業の実施にあたって、保護者に費用負担を求めることができるものとする。

2 前項の保護者に求めることができる費用負担は次のとおりとする

(1) 基本保育時間に係る保護者の費用負担（以下、「基本保育利用料」という。）

(2) 延長保育に係る保護者の費用負担（以下、「延長保育利用料」という。）

(3) 延長保育実施保育所の長は、原則として第2条第5号イの対象児童に対して間食を、第2条第5号ウの対象児童に対して間食又は夕食を、第2条第5号エの対象児童に対して夕食を提供するものとし、この実施に係る保護者の費用負担（以下、「延長保育の間食代・夕食代」とする。）

(4) 第1号から第3号までに掲げる費用以外の実費負担

3 前項の保護者の費用負担のうち第1号から第3号までに規定する金額は、次に定めるガイドライン（上限額）を超過しないこと。

(1) 基本保育利用料は、別表1に定める金額

(2) 延長保育利用料は、別表2に定める金額

(3) 延長保育の間食代・夕食代は、別表3に定める金額

4 前項第1号及び第2号に掲げる多子減免対象児童における基本保育料及び延長保育料は第9条第3項に規定する書類の提出をもって事業実施者が利用開始時に適用し、原則、当該年度中は変更しないものとする。ただし、年度途中で書類の提出のあった場合は、その翌月から適用する。

5 保護者の費用負担については、事業実施者があらかじめ定め、区長を経由して、市長に届け出るとともに、保護者にわかりやすい方法で公開しなければならない。

(助成対象経費)

第14条 本要綱における補助対象とする経費は、基本保育利用料、延長保育利用料、障害児保育教育対象児童に対する加算、特別支援保育教育対象児童に対する加算、多子減免対象児童に対する加算（基本保育利用料・延長保育利用料）及びその他市長が認める費用とする。

- 2 前項に定める補助対象経費の内訳は、別表4、別表5、別表6に定めるとおりとする。
- 3 助成対象期間は、事業の利用開始日から当該利用開始日の属する年度の末日までとする。

(助成金の交付申請)

第15条 この要綱に基づき助成金の交付申請ができるのは、第5条の事業実施届を提出した者に限る。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定による助成金交付申請書の提出期限は、事業開始時に利用児童が決定している場合は事業開始時とする。ただし、事業開始時に利用児童が決定していない場合は、別途定める。
- 3 この要綱に基づき助成金の交付を受けようとする時は、横浜市年度限定保育事業費助成金交付申請書（第4号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 補助金規則第5条第1項第2号、第3号、第4号に定める記載事項については、前号の交付申請書に記載するものとする。
- 5 補助金規則第5条第3項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号、第3号及び第4号に規定する書類とする。
- 6 次条第1項に規定する交付決定を受けた後、入所児童数が当初の予定児童数を上回る等により交付決定額に不足が見込まれる場合は、不足が見込まれる分について、横浜市年度限定保育事業費助成金追加交付申請書（第4号様式の2）を市長に提出するものとする。
- 7 第2条第7号、第2条第8号に規定する障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金の申請をする場合は、次条第1項に定める交付決定を受けた後、第18条第3項に規定する通知で「可」とされたものの写しを前号に定める助成金追加交付申請書に添付し、市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第16条 市長は、第15条の規定に基づく交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等により審査し、予算の範囲内で助成予定額を決定し、決定内容及び交付条件を助成金申請者に対して、横浜市年度限定保育事業費助成金交付決定通知書（第5号様式）、又は横浜市年度限定保育事業費助成金追加交付決定通知書（第5号様式の2）により通知するものとする。

- 2 助成金の不交付を決定する場合には、不交付を決定した助成金申請者に対して、横浜市年度限定保育事業費助成不交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金の支給申請)

第17条 第2条第7号、第2条第8号に規定する障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金を受けようとするときは、年度限定保育・児童処遇向上加算費支給（変更）申請書（第7号様式）（以下「申請書」という。）に児童状況書（第8号様式）を添えて、市長に申請するものとする。

なお、申請にあたっては、制度の趣旨を保護者に十分に説明するとともに、保育所が

助成金を申請すること及び申請に必要な児童の状況等について、市長が福祉保健センター長又は判定機関等に意見を求めることについて事前に保護者の了解を得なければならない。

- 2 前項による申請後、申請の内容又は第23条第3項に規定する決定の内容に変更が生じた場合は、その内容について申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

(障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金の支給決定)

- 第18条 市長は、第17条の規定に基づく申請があった場合は、障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金交付の審査にあたり、必要に応じて各区福祉保健センター長又は判定機関等の長に対し、保育児童に関する意見照会書(第9号様式)に申請者が作成する児童状況書(第8号様式)を添えて意見照会を行うものとする。
- 2 各区福祉保健センター長又は判定機関等の長は、市長の照会に対し、児童意見書(障害児保育教育対象児童については第10号様式。特別支援保育教育対象児童については第11号様式)をもって意見を付すものとする。
 - 3 市長は、申請書及び児童状況書を審査し、また児童意見書がある場合はその内容を十分にふまえ障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金の交付の可否及び加配の区分を決定し、年度限定保育・児童処遇向上加算費支給決定通知書(第12号様式)をもって申請者に通知する。
 - 4 障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金交付の適用開始日は、第15条第7項に規定する助成金追加交付申請書の提出に基づき、市長が決定する。
 - 5 障害児保育教育対象児童及び特別支援保育教育対象児童に係る助成金交付決定の効力は、対象児童の状況に著しい変化のない限り有効とする。ただし、対象児童の状況に明らかな変化が見受けられる場合、市長は申請者からの申請によらず交付内容を変更又は交付を取り消すことができる。交付取消しの決定を行った市長は、申請者に対し、第3項に規定する方法により通知するものとする。
 - 6 前項のただし書きの決定をするにあたり、市長は交付決定されている対象児童の状況について、必要に応じて各区福祉保健センター又は判定機関等の長に意見を照会することができる。

(申請の取下げ)

- 第19条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める助成金交付申請の取下げの期限は、助成金申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(事業経過の報告)

- 第20条 補助金規則第12条の規定により、市長は、助成金申請者に対し、必要があると認められるときは、事業経過の報告を求めることができる。

(事業実績報告)

- 第21条 補助金規則第14条第1項の規定により、助成金の交付の決定を受けた者は、事業終了後速やかに、横浜市年度限定保育事業実績報告書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する書類とする。

(利用者等の状況等把握)

第22条 事業実施者は、安全で安心な保育を提供するために必要な限りにおいて、児童及び家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 保護者は、実施保育所が保育を実施するうえで必要となる児童及び家庭の状況等について、事前に事業実施者に情報提供するよう努めるものとする。

3 事業実施者は、児童について利用者台帳を整備し、その事由、利用日時、保育期間等を明らかにしておくものとする。

(助成金額の確定)

第23条 補助金規則第15条の規定による助成金額確定の通知は、横浜市年度限定保育事業助成金額確定通知書(第14号様式)により行うものとする。

(助成金交付の時期)

第24条 補助金規則第17条の規定により、事業完了前に助成金の一部を交付することができるのは、各四半期終了後7日以内に次条に定める請求書が提出され、保育の実施内容が確認されたときとする。ただし、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、市長が指定する期日までに次条に定める請求書が提出され、保育の実施内容が確認されたときとする。

(助成金の請求及び交付)

第25条 補助金規則第18条第1項の規定による助成金の交付の請求は、請求書(第15号様式)に、利用児童一覧(第15号様式の2)及び補助金請求の内訳(第15号様式の3)を添付して行わなければならない。

2 各四半期の請求時点において、過誤等により既に交付した額に過不足が生じた場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 不足がある場合は、当四半期に不足分を追加して請求することができるものとする。

(2) 過剰となっている場合は、当四半期において過剰分を差し引いて請求しなければならない。次年度以降に過剰が判明した場合は市長が指定する方法により返還すること。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第26条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第19号様式)に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は支社、支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(助成金の取り消し及び返還)

第27条 市長は、助成金申請者が第3条第2項各号又は補助金規則第19条に該当したときには、助成金の全部又は一部の決定を取り消し、既に交付されている助成金の返還を求めることができる。

(警察本部への照会)

第 28 条 市長は、必要に応じ助成金申請者又は第 16 条の交付の決定を受けた助成金申請者が、第 4 条第 2 項のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(個人情報の保護)

第 29 条 事業実施者は、事業の実施に際して得られた個人情報について、適正に管理し、他に漏らさないこと。事業終了後も同様とする。

(関係書類の保存期間)

第 30 条 補助金規則第 26 条の規定により市長の定める関係書類の保存期間は、事業年度終了後 5 年間とする。

(委任)

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 6 日から施行し、子ども・子育て支援法が施行されるまで適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 5 日から施行し、子ども・子育て支援法が施行されるまで適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 8 条の改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第 14 条第 2 項、第 18 条及び第 19 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市新設保育所 4・5 歳児保育室等を活用した年度限定型保育事業助成金交付要綱第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 13 号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に本事業を利用した 1 歳児が、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間も継続して 2 歳児で利用する場合の利用料は、利用料計算書（第 17 号様式）及び平成 27 年度市民税・県民税課税（非課税）証明書の写しを実施施設へ提出し、決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条の規定については、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用するものとする。

(経過措置)

2 仕入控除税額報告書（第 13 号様式の 2）により報告された仕入控除税額の市へ納付義務については、平成 29 年度に交付する補助金から適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市年度限定保育事業助成金交付要綱第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 13 号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市年度限定保育事業助成金交付要綱第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 13 号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市年度限定保育事業助成金交付要綱第 2 条第 1 項第 8 号の 2 年度限定型保育を実施している保育所等を平成 30 年度に 1 歳児で利用した場合は、第 14 条第 1 項の手続きにより平成 31 年度末まで利用可能とする。また、改正前の様式書類は、平成 30 年度の実施保育所に限り使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式書類は、なお、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 幼児教育・保育の無償化前から利用している者で、利用開始時の負担区分が A～B 2 であったが、幼児教育・保育の無償化の対象とならなかった者について、令和元年度に限り、本要綱改正前の負担区分と利用者負担額を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の横浜市年度限定保育事業実施及び助成金交付要綱の規定は、令和2年4月8日から適用する。

(市長が必要と認める費用の取扱いについて)

- 2 要綱第14条第1項に掲げる助成対象経費のうち、市長が必要と認める費用とは、事業実施者が利用児童の保護者から本来徴すべき利用料と、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的として、市長の要請等により利用児童が登園自粛等をしたことに伴う日割り計算後の利用料との差額分の費用とする。

(市長が必要と認める費用の算出方法について)

- 3 費用の算出方法は次のとおりとする。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

利用者の基本単価 - (利用者の基本単価×日割日数÷25日) (10円未満切捨)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市年度限定保育事業助成金交付要綱第1号、第2号、第4号、第7号、第11号、第13号、第16号及び第17号様式の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱第9条の規定による本事業の利用申請に関し必要な手続きについては、施行日前においても、この要綱の規定により行うことができる。

別表 1 (保護者の費用負担)

基本保育利用料のガイドライン (上限) として、次のとおり定める。

利用区分	利用日数	負担区分	基本保育利用料 (月額)	多子減免対象児童の 基本保育利用料 (月額)	
				第 2 子	第 3 子
基本保育時間 (11 時間) まで	基本単価	A~B	0 円	0 円	0 円
		C~D 2 (※ 1)	10,000 円	5,000 円	0 円
		D 3~D 5	20,000 円	10,000 円	0 円
		D 6~D 8	30,000 円	15,000 円	0 円
		D 9~D 11	40,000 円	20,000 円	0 円
		D 12~D 14	50,000 円	25,000 円	0 円
		D 15~D 27	60,000 円	30,000 円	0 円

(※ 1) E 0、E 1、E 2、E 3、E 4、E 5 を含む

- ・ 月途中入退所者及び月途中給付決定の金額は、別表 7 により求めた金額
- ・ 基本保育利用料の上限は 60,000 円 (第 2 子減免対象児童は 30,000 円、第 3 子減免対象児童は無料) とし、世帯の市民税額の合計に応じて段階的に利用者の負担額を軽減する。

別表 2 (保護者の費用負担)

延長保育利用料のガイドライン (上限) として、次のとおり定め、30 分単位で算定する。

利用区分	利用日数	延長保育利用料(月額)	多子減免対象児童の延長保育利用料 (月額)	
			第 2 子	第 3 子
延長保育	基本単価	30 分あたり 1,700 円	30 分あたり 850 円	30 分あたり 0 円
	10 日以内	30 分あたり 850 円	30 分あたり 420 円	

別表 3 (保護者の費用負担)

延長保育の間食代・夕食代のガイドライン (上限) として、次のとおり定める。

間食代(月額)		夕食代(月額)	
10 日以内	1 か月以内	10 日以内	1 か月以内
1,250 円	2,500 円	3,750 円	7,500 円

別表 4 (事業費の助成)

基本保育を利用した児童の助成額は、次に掲げる額とする。

利用区分	利用日数	負担区分	児童 1 人あたり月 額	多子減免対象児童の 児童 1 人あたり加算額 (月額)	
				第 2 子	第 3 子
基本保育時間 (11 時間) まで	基本 単価	A~B	165,000 円	0 円	0 円
		C~D 2 (※ 1)	155,000 円	5,000 円	10,000 円
		D 3~D 5	145,000 円	10,000 円	20,000 円
		D 6~D 8	135,000 円	15,000 円	30,000 円
		D 9~D 11	125,000 円	20,000 円	40,000 円
		D 12~D 14	115,000 円	25,000 円	50,000 円
		D 15~D 27	105,000 円	30,000 円	60,000 円

(※ 1) E 0、E 1、E 2、E 3、E 4、E 5 を含む

- ・ 月途中入退所者及び月途中給付決定の金額は、別表 7 により求めた金額
- ・ 基本保育利用料の上限は 60,000 円 (第 2 子減免対象児童は 30,000 円、第 3 子減免

対象児童は無料)とし、世帯の市民税額の合計に応じて段階的に利用者の負担額を軽減する。

別表5 (事業費の助成)

延長保育を利用した児童の助成額は、次に掲げる額とし、30分単位で算定する。

利用区分	利用日数	児童1人あたり月額	多子減免対象児童の加算額	
			第2子	第3子
延長保育	基本単価	30分あたり1,700円	30分あたり850円	30分あたり1,700円
	10日以内	30分あたり850円	30分あたり430円	30分あたり850円

別表6 (事業費の助成)

要綱第9条第2項に規定する児童の利用があった場合の助成額は、1人あたり次に掲げる額とする。

(1) 障害児保育教育対象児童

区分(対象児童:保育士)	加算額(月額)
軽度(3:1)	108,700円
中度(2:1)	167,400円
重度(1:1)	213,000円

(2) 特別支援保育教育対象児童

加算額(月額)
64,600円

・月途中入退所者及び月途中支給決定の金額は、別表7により求めた金額

別表7 (日割計算)

月途中入退所者及び月途中支給決定の場合には、次により算出した金額とする。

1人あたり単価×日割日数÷25日(10円未満切捨)
25日を超える場合は25日

別表8 (利用できる期間)

事業を利用できる期間は次のとおりとし、第9条第3項の期間を超えて利用することはできない。

保護者の状況(保育を必要とする事由)	利用できる期間
会社や自宅を問わず、1日4時間以上かつ月16日以上働いているとき	
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前産後各8週間
病気・けがや障害のため保育が困難なとき	療育を必要としなくなるまで
病人や障害者を介護しているとき	介護を必要としなくなるまで
大学や職業訓練校、専門学校などに1日4時間以上かつ月16日以上通っているとき	通学期間中
仕事を探しているとき	3か月以内
育児休業が終了し、仕事に復帰するとき(※1)	
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待や配偶者等からのDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間
育児休業中に事業の利用を継続するとき	育児休業が終了するまで

(※1) 育児休業明けの利用可能日は育児休業の終了する日の属する月の1日以降とする。(例えば、4月1日利用開始のかたは、4月1日から4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないとその後利用できないものとする。)